

公益社団法人計測自動制御学会定款

平成 22 年 9 月 27 日 認定
平成 26 年 2 月 21 日 改正
平成 27 年 2 月 20 日 改正
平成 28 年 2 月 23 日 改正
平成 28 年 9 月 22 日 改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、計測、制御及びシステムに関する学術及び技術の進歩発達をはかり、文化の向上並びに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究集会、講演会及び教育・育成のための講習会等
 - (2) 調査・研究及び資料収集
 - (3) 技術者の資格認定・付与
 - (4) 啓発・普及のための体験活動等
 - (5) 表彰及びコンクール
 - (6) その他の本会の目的を達成するための事業
- 2 前項の事業は日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。

第 3 章 会員及び社員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同するもので、入会した者
 - (2) 名誉会員 本会の学術または技術に関する権威者で、かつ正会員として本会に対し功績顕著なものであって、名誉会員規程に定める方法で社員総会で推薦された者
 - (3) 学生会員 本会の目的に賛同する在学生であって、入会した者
 - (4) 永年会員 本会に正会員として 50 年以上在籍したものであって、永年会員規程に定める方法で選任された者
 - (5) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する企業団体又は個人で、入会した者
 - (6) 准会員 その他会員規程に定めた条件を満たすもので、入会した者
- 2 本会の社員は、正会員及び名誉会員の概ね 50 名の中から 1 名の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員及び名誉会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うための規程は、理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員及び名誉会員の中から選ばれること

を要する。正会員及び名誉会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員及び名誉会員は他の正会員及び名誉会員と等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、1 月に実施することとし、代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 名以上の代議員）につき 2 名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法及び書面による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び

第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第11条 理事又は監事は、その任務を怠つたときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び名誉会員の同意がなければ、免除することができない。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

（経費の負担）

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として、別に定める額を支払う義務を負う。

2 別に定める会員規程及び会費細則で定める場合は、会費の支払の義務が免除されることがある。

3 既納の会費は、これを返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 社員総会で会員の除名を決議する際は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。その手続き、時期等は別に定める。

（会員資格の喪失）

第10条 第8条、第9条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき

(2) 総代議員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第11条 代議員にあたる正会員及び名誉会員が正会員及び名誉会員の資格を喪失した場合は、代議員の資格を喪失する。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他、社員総会で決議するものとして法令で又は定款で定められた事項

（開催）

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、第23条第2項で定める会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有す

る代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

（通知）

第16条 社員総会の招集は、14日以前に、次の事項を記載した書面をもって通知する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 目的たる事項

(3) 代議員は書面によって議決権を行使することができること

(4) 代議員は電磁的方法によって議決権を行使することができること

(5) その他法令で定める事項

2 総代議員の10分の1以上の議決権による請求に基づく社員総会招集の通知の発出は、社員総会招集の請求があった日から6週間以内を総会の日とする。

3 会長は、書面による招集通知の発出に代えて、代議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

（議長）

第17条 定時社員総会の議長は、会長がこれに当たる。臨時社員総会の議長は、会議のつど出席代議員の互選で定める。

（議決権）

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（決議）

第19条 社員総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）

第20条 代議員は、代理人によって社員総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

（書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使）

第21条 代議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会招集通知に記載された期間内に本会に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。

2 代議員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提供し、議決権の行使ができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事2名以上30名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、15名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、会長及び非業務執行理事を除く理事全員をもって同法上の業務執行理事とする。
- 4 非業務執行理事は、3名以内とする。
- 5 理事、監事は兼務できない。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、理事の中から会長の選定及び解職を行う。
- 3 副会長、常務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員うちの親族等の数)

第25条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 2 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、本会の総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員損害賠償責任、免除)

第26条 理事又は監事は、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。その任務を怠って法人に損害を与えた場合には、本会に対し、その損害を賠償する責任を負う。

- 2 理事又は監事の賠償責任については、理事又は監事が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、理事会の決議により法令に定める額を限度として免除することができる。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、理事会の審議事項の検討等の準備を行うことができる。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、4年以内に限り再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集するものとする。

(開催数、議長)

第35条 理事会は、事業年度毎に6回以上開催する。

- 2 理事又は監事から会長に招集の請求があったときは、開催しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長が務める。会長が欠席したときの議長の選出方法は、別に定める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 支部、部門、委員会及び協議会

(支部、部門、委員会及び協議会)

第39条 本会は、地域的な観点から事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。

- 2 本会は、本会が対象とする専門分野の観点から事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議に

より、必要な部門を置くことができる。

- 3 本会は、本会の適正な運営及び特定の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な委員会及び協議会を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配禁止)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。
(親族等に対する利益供与の禁止)

第45条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは代議員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(基金)

第46条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額に

ついて定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局長等の職員を置く。

- 2 職員は、会長が発令する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局長は、重要な使用人として、別に定める事務局長規程により事務局を統轄する。
- 5 事務局長の選任及び解任は、理事会で行わなければならない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、曾禰寛純とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第5条第2項から第9項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。